

たて編ニット生地製造職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

日本経編協会

初 級	専 門 級	上 級
基本的な業務を遂行するために必要な初歩的な技能及び知識	初級の技能労働者が通常有すべき技能及び知識	中級の技能労働者が通常有すべき技能及び知識
<p>学科試験</p> <p>1 たて編ニット生地製品の理解 次に掲げるたて編ニット生地製品について初歩的な知識を有すること。 1.衣料資材(裏地、芯地等) 2.インテリア資材(カーシート、内装材等) 3.外衣 4.下着</p> <p>2 素材の取扱い ①繊維の種類、性質及び用途 1)次に掲げる天然繊維の種類、性質及び用途について初歩的な知識を有すること。 1.植物繊維 2.動物繊維 2)次に掲げる化学繊維の性質及び用途について初歩的な知識を有すること。 1.合成繊維</p> <p>②たて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法 次に掲げるたて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法について初歩的な知識を有すること。 1.フィラメント糸</p> <p>③たて編ニット生地の種類、性質及び用途 次に掲げるたて編ニット生地の種類、性質及び用途について初歩的な知識を有すること。 1.無地</p> <p>④たて編の基本組織及びたて編ニット生地の組織の特徴 1)次に掲げるたて編の基本組織について初歩的な知識を有すること。 1.編目 2.デンビ編 3.くさり編 4.コード編 5.アトラス編 2)次に掲げるたて編ニット生地の組織の特徴について初歩的な知識を有すること。 1.ハーフ 2.チュール</p> <p>3 設備等の取扱い ①たて編ニット生地製造に使用する機械の種類、構造、用途及び使用方法 1)整経機の種類、構造、用途及び使用方法について初歩的な知識を有すること。 2)次に掲げるたて編機の種類、構造、用途及び使用方法について初歩的な知識を有すること。 1.トリコット機 2.ラッセル機 3)次に掲げる装置の種類、構造、用途及び使用方法について初歩的な知識を有すること。 1.編成部装置(編成原理等) 2.クリールスタンド(整経や編立に必要な本数の糸を掛ける台) ②たて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法 次に掲げるたて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法について初歩的な知識を有すること。 1.ハンマ 2.スパナ 3.六角レンチ 4.ニードルペンチ 5.ドライバ 6.はさみ 7.おさ通し用具 8.ルーベ 9.ルノメータ(編地密度測定器) 10.スケール 11.タコメータ(回転速度計)</p>	<p>学科試験</p> <p>1 たて編ニット生地の理解 次に掲げるたて編ニット生地製品について概略の知識を有すること。 1.衣料資材(裏地、芯地等) 2.インテリア資材(カーシート、内装材等) 3.外衣 4.下着 5.産業資材(農業用ネット等) 6.水着</p> <p>2 素材の取扱い ①繊維の種類、性質及び用途 1)次に掲げる天然繊維の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。 1.植物繊維 2.動物繊維 2)次に掲げる化学繊維の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。 1.合成繊維 2.半合成繊維 3.再生繊維</p> <p>②たて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法 次に掲げるたて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法について概略の知識を有すること。 1.フィラメント糸 2.紡績糸 3.加工糸 4.弾性糸</p> <p>③たて編ニット生地の種類、性質及び用途 次に掲げるたて編ニット生地の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。 1.無地 2.メッシュ地 3.起毛地</p> <p>④たて編の基本組織及びたて編ニット生地の組織の特徴 1)次に掲げるたて編の基本組織について概略の知識を有すること。 1.編目 2.デンビ編 3.くさり編 4.コード編 5.アトラス編 2)次に掲げるたて編ニット生地の組織の特徴について概略の知識を有すること。 1.ハーフ 2.チュール 3.逆ハーフ 4.サテン 5.パイル 6.マーキーゼット 7.よこ糸挿入</p> <p>3 設備等の取扱い ①たて編ニット生地製造に使用する機械の種類、構造、用途及び使用方法 1)整経機の種類、構造、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 2)次に掲げるたて編機の種類、構造、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 1.トリコット機 2.ラッセル機 3)次に掲げる装置の種類、構造、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 1.編成部装置(編成原理等) 2.巻取り装置 3.柄出し装置 4.糸切れ検知装置 5.たて糸送だし装置 6.テンション装置 7.駆動装置 8.クリールスタンド(整経や編立に必要な本数の糸を掛ける台) ②たて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法 次に掲げるたて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。 1.ハンマ 2.スパナ 3.六角レンチ 4.ニードルペンチ 5.ドライバ 6.はさみ 7.おさ通し用具 8.ルーベ 9.ルノメータ(編地密度測定器) 10.スケール 11.タコメータ(回転速度計)</p>	<p>学科試験</p> <p>1 たて編ニット生地の理解 次に掲げるたて編ニット生地製品について一般的な知識を有すること。 1.衣料資材(裏地、芯地等) 2.インテリア資材(カーシート、内装材等) 3.外衣 4.下着 5.産業資材(農業用ネット等) 6.水着</p> <p>2 素材の取扱い ①繊維の種類、性質及び用途 1)次に掲げる天然繊維の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 1.植物繊維 2.動物繊維 3.鉱物繊維 2)次に掲げる化学繊維の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 1.合成繊維 2.半合成繊維 3.再生繊維</p> <p>②たて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法 次に掲げるたて編糸の種類、性質、用途、より方及び表示法について一般的な知識を有すること。 1.フィラメント糸 2.紡績糸 3.加工糸 4.弾性糸</p> <p>③たて編ニット生地の種類、性質及び用途 次に掲げるたて編ニット生地の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 1.無地 2.メッシュ地 3.起毛地 4.パイル地 5.柄物</p> <p>④たて編の基本組織及びたて編ニット生地の組織の特徴 1)次に掲げるたて編の基本組織について一般的な知識を有すること。 1.編目 2.デンビ編 3.くさり編 4.コード編 5.アトラス編 2)次に掲げるたて編ニット生地の組織の特徴について一般的な知識を有すること。 1.ハーフ 2.チュール 3.逆ハーフ 4.サテン 5.パイル 6.マーキーゼット 7.よこ糸挿入 8.ネット</p> <p>3 設備等の取扱い ①たて編ニット生地製造に使用する機械の種類、構造、用途及び使用方法 1)整経機の種類、構造、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 2)次に掲げるたて編機の種類、構造、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 1.トリコット機 2.ラッセル機 3.ミラニーズ機 4.クロチェット機 5.マリモ機 3)次に掲げる装置の種類、構造、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 1.編成部装置(編成原理等) 2.巻取り装置 3.柄出し装置 4.糸切れ検知装置 5.たて糸送だし装置 6.テンション装置 7.駆動装置 8.クリールスタンド(整経や編立に必要な本数の糸を掛ける台) ②たて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法 次に掲げるたて編機の調整に使用する器具及び計測器の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。 1.ハンマ 2.スパナ 3.六角レンチ 4.ニードルペンチ 5.ドライバ 6.はさみ 7.おさ通し用具 8.ルーベ 9.ルノメータ(編地密度測定器) 10.スケール 11.タコメータ(回転速度計)</p>

たて編ニット生地製造職種 技能実習評価試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

日本経編協会

初級	専門級	上級
<p>基本的な業務を遂行するために必要な初歩的な技能及び知識</p> <p>4 たて編ニット生地製造に関する日本工業規格 たて編ニット生地製造に関する日本工業規格について初歩的な知識を有すること。</p> <p>5 品質管理・検査 1)次に掲げるたて編ニット生地製造の作業について初歩的な知識を有すること 1.編み上がり製品の流し方 2.検査(見回り作業を含む) 3.数量管理及び品質管理</p> <p>6 安全衛生 たて編ニット生地製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 1.機械、工具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 2.安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 3.整理・整頓及び清潔の保持 4.電気設備、ガス設備及び蒸気設備の取扱い上の安全 5.室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 6.事故発生時における応急措置及び退避 7.その他たて編ニット生地製造作業に関する災害の原因と予防及び安全衛生のための必要な事項</p>	<p>初級の技能労働者が通常有すべき技能及び知識</p> <p>12.すきまゲージ 13.ノギス 14.糸長計(いとちょうけい:編機の給糸長さの計測器) 15.ダイヤルゲージ 16.テンションメータ 17.硬度計 18.プーリー抜き(ギャプーラ)</p> <p>4たて編ニット生地製造に関する日本工業規格 たて編ニット生地製造に関する日本工業規格について概略の知識を有すること。</p> <p>5 品質管理・検査 1)次に掲げるたて編ニット生地製造の作業について概略の知識を有すること 1.編み上がり製品の流し方 2.検査(見回り作業を含む) 3.数量管理及び品質管理</p> <p>6 安全衛生 たて編ニット生地製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 1.機械、工具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 2.安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 3.整理・整頓及び清潔の保持 4.電気設備、ガス設備及び蒸気設備の取扱い上の安全 5.室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 6.事故発生時における応急措置及び退避 7.その他たて編ニット生地製造作業に関する災害の原因と予防及び安全衛生のための必要な事項</p>	<p>中級の技能労働者が通常有すべき技能及び知識</p> <p>12.すきまゲージ 13.ノギス 14.糸長計(いとちょうけい:編機の給糸長さの計測器) 15.ダイヤルゲージ 16.テンションメータ 17.硬度計 18.プーリー抜き(ギャプーラ)</p> <p>4 設計書に関する理解 たて編ニット生地の設計書に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>5 たて編ニット生地の加工の方法 たて編ニット生地の加工の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 1)次に掲げる加工の方法 1.ハツジ組み 2.精練加工 3.染色加工 4.仕上げ加工 2)次に掲げる特殊加工の方法 1.起毛加工 2.プリント加工 3.減量加工</p> <p>6 たて編ニット生地製造に関する日本工業規格 たて編ニット生地製造に関する日本工業規格について一般的な知識を有すること</p> <p>7 品質管理・検査 次に掲げるたて編ニット生地製造の品質管理・検査について一般的な知識を有すること 1.編み上がり製品の流し方 2.検査(良否判定を含む) 3.数量管理及び品質管理</p> <p>8 生産管理 次に掲げるたて編ニット生地製造の生産管理に関し概略の知識を有すること 1.納期管理 2.工程管理 3.在庫管理</p> <p>9 安全衛生 たて編ニット生地製造作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 1.機械、工具、原材料等の危険性及びこれらの取扱い方法 2.安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法 3.整理・整頓及び清潔の保持 4.電気設備、ガス設備及び蒸気設備の取扱い上の安全 5.室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全 6.事故発生時における応急措置及び退避 7.その他たて編ニット生地製造作業に関する災害の原因と予防及び安全衛生のための必要な事項</p>
<p>実技試験</p> <p>たて編ニット生地製造作業</p> <p>①たて編機(トリコット機及びラッセル機)の運転及び取扱い 次に掲げるたて編機及び装置の取扱い作業ができること 1.たて編機の運転ができること。</p> <p>②編立て 次に掲げる編立て作業ができること 1.編地の規格確認作業ができること。</p> <p>③管理・検査・補修 次に掲げる管理・検査・補修に関する作業ができること 1.編み上がり製品の流し作業ができること 2.検査(見回り作業を含む)作業ができること 3.編地の補修作業ができること。</p>	<p>実技試験</p> <p>たて編ニット生地製造作業</p> <p>①たて編機(トリコット機及びラッセル機)の運転及び取扱い 次に掲げるたて編機及び装置の取扱い作業ができること 1.たて編機の運転ができること。 2.糸切れ検知装置の取扱いができること。 3.テンション装置の取扱いができること。 4.柄出し装置の取扱いができること。 5.送出し・巻取り装置の取扱いができること。 6.編成部装置の取扱いができること。</p> <p>②編立て 次に掲げる編立て作業ができること 1.編地の規格確認作業ができること。 2.編糸の仕掛け作業ができること。 3.基本組織の編出し作業ができること 4.基本組織の編成作業ができること</p> <p>③管理・検査・補修 次に掲げる管理・検査・補修に関する作業ができること 1.編み上がり製品の流し作業ができること 2.検査(見回り作業を含む)作業ができること 3.編地の補修(編みず対策を含む)作業ができること 4.数量管理及び品質管理の確認作業ができること</p>	<p>実技試験</p> <p>たて編ニット生地製造作業</p> <p>①たて編機(トリコット機及びラッセル機)の運転及び取扱い 次に掲げるたて編機及び装置の取扱い及び調整作業ができること 1.たて編機の運転及び調整ができること。 2.糸切れ検知装置の取扱い及び調整ができること。 3.テンション装置の取扱い及び調整ができること。 4.柄出し装置の取扱い及び調整ができること。 5.送出し・巻取り装置の取扱い及び調整ができること。 6.編成部装置の取扱い及び調整ができること。</p> <p>②編立て 次に掲げる編立て作業ができること 1.編地の規格設定作業ができること。 2.編糸の仕掛け作業ができること。 3.変化組織の編出し作業ができること 4.変化組織の編成作業ができること 5.柄出し作業ができること</p> <p>③管理・検査・補修・良否判定 次に掲げる管理等に関する作業ができること 1.編み上がり製品の流し作業ができること 2.検査(良否判定)作業ができること 3.編地の補修(編みず対策を含む)作業ができること 4.数量管理及び品質管理の確認・判断作業ができること</p>